

# 参考資料

- (1) 鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する法律
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- (4) 計画策定の経過
- (5) 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議運営要綱
- (6) 鳥取県8020運動推進協議会・専門委員会委員名簿
- (7) 用語解説



鳥取県健康づくり  
シンボルキャラクター  
げんきトリピー



## (1) 鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 25 年 12 月 27 日

鳥取県条例第 69 号

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の行うべき基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、歯科疾患の有病率の一層の低下を図り、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防、歯科保健指導、歯科医療等によって、歯及び歯肉等の歯周組織の健康を保持し、及び増進し、並びにそしゃく、嚥下(えんげ)等の口腔機能を維持向上することをいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者 保健、医療又は社会福祉に係る業務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関する指導、助言、医療行為その他の活動を行うもの（前号及び次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 教育保育関係者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育所その他の保育を目的とする施設（以下「学校等」という。）において、乳児、幼児、児童、生徒及び学生の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (5) 食生活・食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等の食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、食生活改善推進員その他の者をいう。
- (6) 医療保険者 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯と口腔の健康づくりは、法第 2 条の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 県民一人一人が、歯と口腔の健康づくりについて、生涯にわたる健康の保持増進に欠くことができないものであることを深く理解し、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に主体的に取り組むこと。
- (2) 県民が、その居住する地域にかかわらず、その年齢、心身の状況等に応じて適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりのための保健及び医療に関するサービスを受けることができる環境が整備されること。
- (3) 歯と口腔の健康づくりが、健やかで質の高い社会生活の実現に資するものであることを踏まえ、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及び取組の相互の連携を図ること。

(県の責務)

第 4 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、県民の意思を尊重しつつ、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、本県の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供及び専門的又は技術的な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、歯と口腔の健康づくりへの関心を高め、正しい知識を持つとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第9条第2項において同じ。）を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的に歯科検診を受けること等」とい

う。）並びに県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策を活用することにより、自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療、健康な食生活の定着その他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第7条 歯科医療等業務従事者は、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、県民が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者等の役割)

第8条 保健医療福祉関係者、教育保育関係者及び食生活・食育関係者は、歯と口腔の健康づくりの推進について、県、市町村及び歯科医療等業務従事者と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第9条 事業者は、県内の事業所で雇用する従業員が第6条の取組を行うための機会の確保に努めるものとする。

2 医療保険者は、被保険者に対して定期的に歯科に係る検診を受診させる取組を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 県は、第3条の基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の基本的施策を実施するものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発及び県民の意欲を高めるための運動の促進に関する施策

(2) 定期的に歯科検診を受けること等の促進に関する施策

(3) 障がい者、介護を必要とする者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者が、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策

(4) 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策

(5) 年齢、心身の状況等に応じた歯科疾患の予防及び医療並びにそしゃく、嚥下(えんげ)等の口腔機能の維持向上と食育に関する施策

(6) フッ化物洗口等の効果的な歯科疾患の予防に関する施策

(7) 歯科医師と医師の連携に基づく糖尿病その他の生活習慣病の予防に関する施策

(8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(フッ化物洗口等を行う場合の支援)

第11条 県は、市町村及び学校等が乳児、幼児、児童、生徒及び学生のフッ化物洗口等に取り組む場合は、その実施のために必要な措置を講じ、又は必要な助言を行うものとする。

(歯科保健推進計画)

第12条 知事は、法第13条第1項の規定に基づき、第10条の基本的施策を総合的に実施するための方針、目標その他必要な基本的事項に関する歯科保健推進計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村及び歯と口腔の健康づくりに関する学識経験を有する者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを議会に報告するとともに、県民に公表しなければならない。

4 知事は、計画に基づく施策の進捗状況及び次条に規定する実態調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。

(実態調査)

第13条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、おおむね5年ごとに歯科疾患の罹(り)患状況等に関する実態調査を行うものとする。

2 前項の調査対象として県が指定した者は、当該調査の実施に協力するよう努めるものとする。

3 県は、第1項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。

(歯と口の健康週間等)

第14条 県は、県民の間に広く歯と口腔の健康づくりについての理解を深め、積極的に歯科疾患を予防する意識を高めるため、歯と口の健康週間、いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり推進月間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 いい歯の日は11月8日とし、歯と口腔の健康づくり推進月間は11月とする。

(財政上の措置)

第15条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 歯科口腔保健の推進に関する法律

平成 23 年 8 月 10 日  
法律第 95 号

### (目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

### (国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

### (国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

### (歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（財政上の措置等）

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（口腔保健支援センター）

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### (3) 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 令和5年10月5日

#### (厚生労働省医政局歯科保健課)

#### 別表第一 歯・口腔に関する健康格差の縮小に関する目標

##### 一 歯・口腔に関する健康格差の縮小による全ての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成

目 標	指 標	目標値
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)	5%

#### 別表第二 歯科疾患の予防における目標

##### 一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

目 標	指 標	目標値
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合(再掲)	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数(再掲)	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合(年齢調整値)	5%

##### 二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成

目 標	指 標	目標値
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)	40%

##### 三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成

目 標	指 標	目標値
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)(再掲)	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%

別表第三 口腔機能の獲得・維持・向上における目標・計画

一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成

目 標	指 標	目標値
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼 <sup>そしやく</sup> 良好者の割合（年齢調整値）	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%

別表第四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

一 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

目 標	指 標	目標値
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%

別表第五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備

目 標	指 標	目標値
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%

二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備

目 標	指 標	目標値
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%

三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進

目 標	指 標	目標値
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

#### (4) 計画策定の経過

開催年月日	協議会等	内 容
令和4年度	■歯科疾患実態調査（全国・県）の実施及び分析	
令和5年3月	■歯科疾患実態調査結果	公表
令和5年8月31日	第1回鳥取県8020運動推進協議会専門委員会	・プランの改定について ・改定スケジュール（案）
令和5年10月12日	第2回鳥取県8020運動推進協議会専門委員会	・前回意見への対応案について
令和5年10月26日	鳥取県8020運動推進協議会	・プランの改定について
令和5年11月17日	第3回鳥取県8020運動推進協議会専門委員会	・プラン最終案について
令和6年4月		・プラン（第2次）策定・公表

## (5) 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議（以下「県民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第2条 県民会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第1号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
- (2) その他、健康づくり文化創造の推進に関する事項

(組織)

第3条 県民会議の委員は、別表に掲げる団体に属する者で構成し、80人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議は、議事に応じ、その議事に関係する団体に属する委員を会長（会長が定まる前には審議会の庶務を行う所属の長）が招集して開催する。

- 2 県民会議は、会長がその議長となる。
- 3 県民会議は、議事に関係のある委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 県民会議に、次の各号に掲げる事項を審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- (1) 健康づくり文化創造の推進に関する事項 鳥取県健康づくり文化創造推進会議
- (2) 食育推進のための施策に関する事項 健康を支える食文化専門会議
- (3) 鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項  
鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会
- (4) 自死対策に関する事項 心といのちを守る県民運動
- (5) 生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項  
鳥取県8020運動推進協議会
- (6) よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項  
鳥取県よい歯のコンクール審査会

(7) 県民健康栄養調査の実施及び分析に関する事項 健康栄養専門会議

- 2 前項各号で定める部会に属する委員は、別表に掲げる団体に属する者で構成し、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 前条の規定にかかわらず、県民会議は、部会の決議をもって県民会議の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

(委員の任期)

- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、その残任期間までとする。

(鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱の廃止)

- 3 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議設置要綱（平成20年10月24日付福祉保健部長通知）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

- 2 鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会設置要綱及び鳥取県心といのちを守る県民運動設置要綱、鳥取県8020運動推進協議会設置要綱、鳥取県よい歯のコンクール審査会設置要綱（いずれも平成25年10月11日付福祉保健部長通知）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

この改正は、平成27年11月2日から施行する。

この改正は、平成28年1月7日から施行する。

この改正は、平成28年1月27日から施行する。

この改正は、平成29年7月27日から施行する。

この改正は、令和5年4月27日から施行する。

この改正は、令和5年8月14日から施行する。

この改正は、令和6年5月14日から施行する。

## (6) 鳥取県8020運動推進協議会・専門委員会委員名簿

### <鳥取県8020運動推進協議会>

団 体 名	役職名	氏名
鳥取県連合婦人会	会 員	本田 享代
鳥取県市町村保健師協議会	会 員	金田 結花
鳥取県保険者協議会	副会長	足立 進
鳥取労働局	労働基準部 健康安全課長	久保田 剛
鳥取県産業看護研究会	会 員	岩崎 寛子
公益社団法人鳥取県医師会	常任理事	松田 隆
一般社団法人鳥取県歯科医師会	会 長	渡部 隆夫
	専務理事	中村 裕志
	公衆衛生担当理事	足立 融
一般社団法人鳥取県歯科衛生士会	会 長	小谷 弘美
鳥取県歯科技工士会	専務理事	舟木 寿美男
一般社団法人鳥取県薬剤師会	東部支部理事	清水 真弓
公益社団法人鳥取県栄養士会	会 員	楮原 陽子
鳥取県子ども家庭育み協会	代議員	西尾 紀子

### <鳥取県8020運動推進協議会専門委員会>

団 体 名	職 名	氏 名
一般社団法人鳥取県歯科医師会	公衆衛生担当理事	足立 融
	公衆衛生担当理事	土井 教子
	公衆衛生担当理事	小濱 裕幸
一般社団法人鳥取県歯科衛生士会	会 長	小谷 弘美
鳥取県保険者協議会	副 会 長	足立 進
鳥取県市町村保健師協議会	会 員	金田 結花

## (7) 用語解説

### あ行

#### ◆アセスメント（あせすめんと）

対象者から得た情報や問題点等を収集し、優先度を判断して明確化すること。

#### ◆医療連携（いりょうれんけい）

複数の病院や診療所が、それぞれの機能に応じた医療を提供するために、互いに連絡・協力して病気の治療を継続的に進めていくこと。

#### ◆永久歯（えいきゅうし）

乳歯が抜けたあとに生える、生涯生えかわらない歯。全て生え揃うと28本（親知らずを含めると32本）になる。

#### ◆嚥下障害（えんげしょうがい）

水分や食べ物を口の中に取り込んで飲み込む機能が低下して起こる障害のこと。

#### ◆オーラルフレイル（おーらるふれいる）

加齢による口腔機能の低下により、食べる、話すなどの機能が低下すること。

### か行

#### ◆介護老人保健施設（かいごろうじんほけんしせつ）

病状が安定期にあり家庭復帰にむけて介護や医療を必要とする方を対象に、介護・医療ケアリハビリテーションを行う施設のこと。

#### ◆かかりつけ歯科医師（かかりつけしかいし）

安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯にわたる口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師をいう。

#### ◆学校歯科保健活動（がっこうしかほけんかつどう）

学校において、歯・口腔を通し、保健教育と保健管理の協調の中で「心身ともに健康な国民の育成を期する」活動。

#### ◆義歯（ぎし）

いわゆる入れ歯のことで、喪失した歯やその周囲を補う人工装置のこと。

◆**口腔機能（こうくうきのう）**

口が担う機能のこと。嚙む、食べる、飲み込む、だ液の分泌、発音、発語など。

◆**口腔ケア（こうくうけあ）**

口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより、生活の質の向上を目指すケアのこと。

◆**誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）**

口腔機能の低下などにより、細菌が飲食物やだ液などとともに入管や肺に入り発症した肺炎のこと。

**さ行**

◆**災害医療コーディネーター（さいがいいりょうこーでいねーたー）**

災害時、県の医療現状に精通し、県内外の関係機関との調整等を円滑に行うことができる者。

◆**在宅歯科医療（ざいたくしかいりょう）**

加齢や疾病、障害等のため通院が困難な者が在宅や施設で歯科診療や予防措置が受けられるもの。

◆**歯科医科連携（しかいかれんけい）**

歯科と医科の医療関係者が互いに連絡・協力して病気の治療を行うこと。

◆**歯科医療等業務従事者（しかいりょうなどぎょうむじゅうじしゃ）**

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等をはじめ、歯科医療に従事する人。看護師や言語聴覚士等といった医療の専門職を含む。

◆**歯科疾患（しかしっかん）**

歯科医師が診断し、治療にあたる病気、むし歯（う蝕）と歯周病が歯科の2大疾患と言われているが、その他にも顎関節症や外傷、口腔領域のがんがある。

◆**歯間ブラシ（しかんぶらし）**

歯と歯の間の歯垢を取り除く場合に使用する、小型のブラシ。

◆**歯垢（しこう）**

デンタルプラークともいわれ、歯の表面に付着した細菌の塊で、むし歯や歯周病の原因となる。

◆**歯間清掃用具（しかんせいそうようぐ）**

歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の清掃時に使用する補助用具のこと。

◆**歯周病（ししゅうびょう）**

歯の周りの歯周組織（歯肉・歯根膜・歯槽骨・セメント質）に炎症が起こるすべての疾患のこと。炎症が歯肉だけに留まっている状態を「歯肉炎」といい、炎症が歯槽骨や歯根膜にまで広がっている状態を「歯周炎」という。

**た行**

◆**地域歯科医療連携室（ちいきしかいりょうれんけいしつ）**

訪問歯科診療を推進するために各地区歯科医師会内に専任歯科衛生士を配置し、在宅・施設でのお口の困りごとの相談、口腔ケアの指導等を担う室のこと。

◆**デンタルフロス（でんたるふろす）**

歯と歯の間に付着する歯垢を取り除くために使用する細い糸のこと。

**な行**

◆**乳歯（にゅうし）**

子どもの頃に生える歯のこと。全部で20本になる。

**は行**

◆**フッ化物歯面塗布（ふっかぶつしめんとふ）**

むし歯予防のため、高濃度のフッ化物溶液やゲルを歯科医師・歯科衛生士が歯に直接塗る方法。

◆**フッ化物洗口（ふっかぶつせんこう）**

むし歯予防のため、低濃度のフッ化物溶液でぶくぶくうがいをする方法。

◆**訪問歯科診療（ほうもんしかしんりょう）**

介護が必要な高齢者や通院の難しい方を対象に歯科医師や歯科衛生士が訪問し、自宅や施設で歯科治療や口腔ケアを行うこと。

**ら行**

◆**ライフステージ（らいふすてーじ）**

人生を時期的に区分したそれぞれの段階のこと。





## 鳥取県歯科保健推進計画（第2次）

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電 話 0857-26-7202

ファクシミリ 0857-26-8726

電子メール [kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp)